

事 務 連 絡

平成 30 年 1 月 29 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品監視安全課

平成 30 年度地域連携 HACCP 導入実証事業に係る実施都道府県等の募集について

厚生労働省では、食品衛生管理の国際標準化を推進することとしており、食品等事業者における HACCP 導入を支援し、その過程等を事例集として取りまとめる「地域連携 HACCP 導入実証事業」を実施しています。

平成 30 年度についても、本事業を実施することとしていますので、事業実施を希望される都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、別添 2 の公募要領に基づき、事業計画書等を作成の上、2 月 28 日（水）までに当課宛て御応募くださいますようお願いいたします。

## 地域連携 HACCP 導入実証事業公募要領

### 1 事業目的

この事業は、食品製造等における衛生管理手法として、国際的に広く普及が進む HACCP による衛生管理の我が国における制度化の推進を図り、国内の食品等事業者の衛生水準のより一層の向上を図ることを目的としています。

### 2 事業内容食品等事業者（中小規模の事業者を含む。）の HACCP による衛生管理の導入を図る観点から、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下、「都道府県等」という。）が実施する以下のいずれかを含む事業とします。

- ① 厚生労働省が確認した衛生管理計画策定のための手引書（以下、「手引書」という。）の普及事業（団体等と連携した事業者への導入支援事業、研修事業等）
- ② 特定の地域で製造され、全国流通する地域の特産品等に係る一般衛生管理を基本として必要に応じて管理点を設ける衛生管理の手引書作成事業

### 3 留意事項

事業の実施に当たっては、以下に留意して下さい。

- ① 本事業は、都道府県等が、管内における HACCP の普及推進の観点から、地域の団体等と協力して普及、導入及び支援の方法の実証を行うものであり、特定の事業者のみの導入を目的とするものではなく、業界の持続的な実施を促す内容とすること。
- ② 本事業の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働省地方厚生局等関係機関、自治体関係部局、近隣自治体、関係業界団体、専門的知識を有する者及び HACCP を導入しようとする食品等事業者等と連携し、HACCP を導入するに当たっての課題及びその対応策、地域における HACCP 普及方策等を共有するとともに、必要に応じ本事業の効果的な実施について検討すること。
- ③ 本事業の実施を通じて、食品衛生監視員の資質向上の内容を含めて差し支えないこと。
- ④ 各種衛生規範、業界団体が作成した手引書や衛生管理マニュアル等を参考に、事業を実施すること。
- ⑤ 2の①の事業を実施した場合には、研修内容、実施結果（研修資料、研修後の導入状況、導入効果等）、事業の評価等を報告書に含めること。
- ⑥ 2の②の事業で作成した手引書案は、食品衛生管理に関する技術検討会において確認することを前提に作成すること。また、個別の施設への導入支援を行った場合には、HACCP を導入していく過程で生じた課題、その課題に対して実施した解決策など

を詳細に記録するとともに、HACCP を導入する施設の導入状況の変遷も写真に記録し、報告書に含めること。あわせて、HACCP の導入による従業員の意識の変化、生産性の向上等、HACCP 導入前後の比較による HACCP 導入の効果を含めること。

- ⑦ 本事業の報告書については、HACCP 関連文書（衛生管理計画（HACCP による衛生管理及び一般衛生管理）、記録様式等）を含め、原則として、厚生労働省ホームページにおいて公表することとしていること。

#### 4 応募事業者に関する諸条件

本事業は食品等事業者の HACCP 導入に当たって自治体による支援のあり方を検証するものですので、契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することはできません。また、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託できません。

なお、事業終了後も必要に応じて、ヒアリング等のご協力をお願いする場合があります。

#### 5 事業実施都道府県等の評価等

##### (1) 評価方法

事業実施都道府県等の選定については、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課において、事業計画書等を評価した上で行います。なお、必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。

評価は非公開で行い、その審査内容等についての問い合わせには応じられません。なお、提出された事業計画書等の資料は、返却しませんのでご了承下さい。

##### (2) 評価基準

評価の基準は以下のとおりです。

- ① 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ② 事業内容に2のいずれかの内容が含まれているか。
- ③ 事業は中小規模の食品等事業者における HACCP 普及推進を念頭に置いたものであるか。
- ④ 事業実施により、自治体内における HACCP 導入率の向上等、波及効果が見込めるか。
- ⑤ 事業計画は、年度当初より開始できるものであり、年度内に完了できる現実的かつ妥当なものになっているか。

##### (3) 事業実施都道府県等の選定結果に係る通知

事業実施都道府県等選定後は、速やかに応募者に対して当該結果を通知します。

## 6 本事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、他の国庫補助金と同様の取扱としており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）など関係法令の規程によるほか、別に定める「地域連携 HACCP 導入実証事業交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

また、委託費交付上限額は 1 自治体につき 2 の①の事業は約 150 万円、②の事業は約 400 万円を予定しており（事業実施都道府県等の数に基づき今後決定する。）、対象とする経費は、本事業に係る HACCP の普及推進に関連するものに限り、なお、補助率は定額となり、基準額を超えた金額については、事業実施都道府県等の負担となります。

## 7 応募方法等

### (1) 事業計画書の作成及び提出

各事業実施自治体において、以下の事項を含む実施計画書（様式任意）を作成し、1 部を以下の提出期間内に提出して下さい。

- ① 実施しようとする事業の概要
- ② 本事業の対象としようとする業種（2 の②の事業の場合は事業者規模を含む。）
- ③ 事業実施による波及効果
- ④ 実施しようとする事業の年間予定
- ⑤ 所要額（積算含む）

### (2) 応募方法等

提出期間、提出先及び問い合わせ先は以下のとおりです。

#### ① 提出期間

平成 30 年 1 月 29 日（月）から平成 30 年 2 月 28 日（水）（必着）

#### ② 提出先

○電子メールの場合

食品監視安全課：haccppromotion@mhlw.go.jp

○郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

地域連携 HACCP 導入実証事業担当 宛て